

◎新潟県告示第665号

知事がその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明（平成13年2月新潟県告示第266号）の一部を次のように改正し、平成28年6月23日から実施する。

平成28年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表		別表	
(8) 警察本部関係		(8) 警察本部関係	
	証 明		証 明
1 ～ 2	(略)	1 ～ 2	(略)
3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項又は同法第31条の22の規定による営業の許可又は廃業に関する証明及び同法第27条、同法第31条の2、同法第31条の7、同法第31条の12、同法第31条の17若しくは同法第33条の規定による営業の届出又は廃業に関する証明	3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の規定による風俗営業の許可又は廃業に関する証明及び同法第27条、同法第31条の2、同法第31条の7、同法第31条の12、同法第31条の17若しくは同法第33条の規定による営業の届出又は廃業に関する証明
4 ～ 9	(略)	4 ～ 9	(略)